

令和5年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和5年3月3日（金） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時48分

場所 第7委員会室

出席委員 美田宗亮委員長
橋詰昌児副委員長
千葉達也委員、松井弘委員、日下部伸三委員、白土幸仁委員、本木茂委員、
松坂喜浩委員、水村篤弘委員、前原かつえ委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]
桐澤重彦公安委員会委員長、鈴木基之警察本部長、岩根忠総務部長、
伊藤奨警務部長、広木利信生活安全部長、福島謙治地域部長、
飯崎準刑事部長、丹下浩之交通部長、日吉知洋警備部長、
利根田久雄財務局長、荻野長武監察官室長、佐藤勝彦警務課長、
新井智美総務課長、小駒眞次会計課長、山本恭茂生活安全総務課長、
関根英勝地域総務課長、関根郁久刑事総務課長、
鰐坂裕一組織犯罪対策課長、内藤淳一交通総務課長、田中守交通規制課長、
竹内浩運転免許課長、藤沼誠公安第一課長、七五三野孝之留置管理課長
[危機管理防災部関係]
三須康男危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、
宮原正行化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第36号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第37号	埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号	財産の取得について（航空機）	原案可決
第44号	衛星系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の市町村の負担額について	原案可決
第54号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）のうち警察本部関係及び危機管理防災部関係	原案可決
第69号	和解することについて	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

千葉委員

- 1 第36号議案の特定自動運行について、特定自動運行には1から5のレベルがあると思うが、その中で今回の許可制度の新設に伴う特定自動運行のレベルは幾つか。
- 2 特定自動運行のシステムは、不具合によって交通違反等を起こす危険性はないのか。
- 3 特定自動運行は、どのような場所で運用を予定されているのか。また、実際の運用場所が決定しているのか。
- 4 第37号議案について、遠隔操作型小型車とは具体的にどのようなものか。
- 5 遠隔操作型小型車が追加されたことに伴い、道路標識等の表示変更はあるのか。
- 6 遠隔操作型小型車の導入予定はあるのか。

交通総務課長

- 1 特定自動運行のレベルは、レベル4相当の自動運転となる。レベル1からレベル5は、SAE、すなわち米国自動車技術者協会が定義したものである。レベル1は、衝突被害軽減ブレーキ等を備えたもの。レベル2は、例えばハンドル操作と加減速を連携させて前車に追従しながら車線をキープできるなどのもの。レベル3は、特定の条件下において、システムが全ての操作を行うもので、緊急時には運転者が対応するもの。レベル4は、特定の条件下における自動運転であるが、運転者の乗車を前提とせず、緊急時等においてもシステムが対応するもの。レベル5は、条件なくシステムが全ての運転操作を行うものとされている。このうち、レベル2までが運転支援、レベル3以上が自動運転とされている。特定自動運行とは、レベル4相当の自動運転を指し、自動運行装置をその装置に係る使用条件で使用して、同装置を備えている自動車を運行することである。
- 2 特定自動運行システム自体は、交通違反が起こらないように設計されている。しかし、システムの不具合や各種センサーの故障等がある場合は、法令に違反する通行や交通事故が発生する危険性は考えられる。交通違反・事故が発生した場合は、発生状況を個別に精査した上で、措置を検討する必要がある。
- 3 あらかじめ定まった経路での走行を想定しており、将来的には、駅から施設をつなぐバスや空港付近、大規模商業施設周辺などのルート運送で活用されるものと想定している。現在、各地で実証実験が行われているが、本制度のモデルケースとなっている福井県の事例は、鉄道の廃線跡を歩行者自転車専用道路に整備した道路上の約2キロメートルを運行するものであり、交通規制や横断歩道、交差点や信号機がない環境で実現しているものと考えられる。県内では、現時点、実際の運用場所の決定はなく、県警察では、これまで自動運転の実証実験について、延べ15件の相談等を受けているが、特定自動運行の実施には課題が多く、具体的な許可に向けた動きは把握していない。

交通規制課長

- 4 人や物の運送のため遠隔操作により通行する小型車であり、その構造等の基準については、道路交通法施行規則で定められている。具体的には、電動機を使用し、時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと、歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこととされている。また、大きさは、長さ1.2メートル以下、幅0.7メートル以下、高さ1.2メートル以下とされており、押ボタン式で作動時直ちに電動機を停止させる非常停止装置が備えられているものである。

- 5 歩行者の通行等を禁止する交通規制の対象に遠隔操作型小型車が追加され、交通規制の名称が「歩行者横断禁止」から「歩行者等横断禁止」などに変更になるが、規制標識についての変更はない。しかし、遠隔操作型小型車を規制や除外の対象とする場合に使用する補助標識が新設されたことから、その際には「遠隔小型」という略称を用いることとなる。
- 6 道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日以降、遠隔操作型小型車の使用者は公安委員会に届け出なければならないとされているが、届出に関する情報はまだ把握していない。

松井委員

警察活動費の一般活動費の減額理由は、「様々な警察活動に係る」契約差金等によるものとのことだが、どのような経費について不用額が生じたのか。

会計課長

主なものとして、ヘリコプター操縦士及び整備士に係る訓練委託料の契約差金、出張旅費の残額及び郵送料等の節減による不用額である。

日下部委員

- 1 第69号議案の和解について、議案の資料と説明からは、県警察の対応に過失はないように思える。しかし、医療法人が原告に対し解決金200万円を支払っており、この支払について、医療過誤の保険を使用しているとのことである。保険会社は、病院側に過失がないときは保険金を支払わない。したがって、病院側に過失があったということになる。病院と同じく県警察にも過失があるから原告に解決金800万円を支払うということになるのだが、県警察の過失は何か。
- 2 病院と県警察の連携が悪いように思える。再発防止にどのように取り組むのか。

監察官室長

- 1 裁判官からは、当該男性は肺高血圧症という病を患っていることから、健康観察による一層の配慮と医師との連携を図るべきであった点、また、第三者から受診させてほしい旨の申入れがあったのに、速やかに受診をさせなかった点について指摘を受けている。

留置管理課長

- 2 本件を受けて、既に、被留置者の体調の把握に努め、体調不良の者に対しては速やかに医師の診察を受けさせることや、医療機関と緊密に連携して、被留置者の体調に応じた適切な対応がとられるようにすることなど、被留置者の体調により配慮した対応について職員に対する指導教養を徹底している。今後も引き続き被留置者の体調により配慮した対応に努めていく。

日下部議員

- 1 第三者から受診させてくれと言われたときに受けさせなかったということだが、この議案の資料からは読み取れない。資料からは県警察に全く非がないように見える。資料の作成については、どうか。
- 2 同じく資料から病院の過失が読み取れない。病院の過失は何か。

監察官室長

- 1 裁判所、原告、医療法人との和解案の内容については非公表であり、資料については概要を記載している。各項目の詳細については、口頭説明をさせていただくということで御理解いただきたい。
- 2 病院の過失について、裁判所から教示を受けていない。

水村委員

- 1 第36号議案の特定自動運行について、万が一事故や違反が起きた場合の責任の所在はどのようになっているのか。
- 2 特定自動運行について見慣れない人が見ると驚くと思うが、どのように周知していくのか。
- 3 第37号議案の遠隔操作型小型車について、万が一事故や違反が起きた場合の責任の所在はどのようになっているのか。
- 4 今後、見慣れない遠隔操作型小型車が動き回ると思うが、どのように周知していくのか。

交通総務課長

- 1 交通違反や事故が発生した場合は、原因がシステムの欠陥によるものか、適切な点検整備を怠っていたことによるものか、外的要因に起因するものか等を個別に精査した上で措置を検討する必要がある。例えば、システムの不具合を漫然と放置していたことにより違反や事故が発生した場合は、点検整備を行う責任を有する自動車の使用者等に責任の所在を求めることとなる。いずれにせよ、その発生原因を個別に精査する必要がある。
- 2 特定自動運行は運転者の乗車を前提としておらず、運転席に相当する座席に人が座っていない場合がある。また、運転席自体がない車両も想定されている。特定自動運行の許可に当たっては、特定自動運行が他の交通に著しく支障を及ぼさないことや、地域住民の利便性や福祉の向上に資すると認められるものであることが許可基準となっているため、申請者に対しては、経路周辺の住民に周知を図っているか、理解を得られているかなども審査内容となると考えられる。また、特定自動運行の許可に当たっては、インターネットの利用その他の方法により、経路、運行する時間帯等について公示することにより、広く周知することとされる。さらに、自動運行の実施に当たっては、付近を通行する車両や歩行者が自動運行中であることを認識できるよう、車両の前方及び後方から見やすい位置に自動運行中であることを表示する必要がある。

交通規制課長

- 3 遠隔操作型小型車の通行に起因して事故や違反が発生した場合には、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者がその責任を負うこととされている。
- 4 通行場所周辺における事前周知が図られるよう、遠隔操作型小型車の使用者に要請を行っていくとともに、県警察としても、通行場所周辺を中心として、交通安全教育等の機会を通じて、遠隔操作型小型車の通行に対する周知が図られるよう努めていく。

前原委員

- 1 第36号議案における特定自動運行の許可制度について、手数料額の妥当性について

はどうか。

- 2 特定自動運行の許可申請手数料額について、他県の状況はどうか。
- 3 特定自動運行の許可基準における、「使用条件を満たして行われること」の「満たす」の定義は何か。
- 4 特定自動運行の許可基準における、特定自動運行実施者が道路交通法上の義務を実施することが「見込まれること」について、どのように審査をするのか。
- 5 特定自動運行の許可基準における、「地域住民の利便性、または福祉の向上に資する」と認められることについて具体例は何か。
- 6 特定自動運行における実施者・主任者とは何か。
- 7 特定自動運行について、どのような状況での交通事故を想定しているのか。
- 8 特定自動運行について、どのように周知をするのか。
- 9 特定自動運行について、交通事故発生時の安全性や責任が担保されているのか。
- 10 第37号議案における遠隔操作型小型車について、どのように安全性を担保しているのか。
- 11 第69号議案について和解により早期救済を図るとのことだが、その具体的な内容は何か。
- 12 和解の解決金が800万円となった経緯は何か。

交通総務課長

- 1 手数料は、運行計画等の提出書類の審査等に要する人件費、印刷や通信費等の物件費を積算したものとなっている。特に審査においては、管理体制や遠隔監視装置が適正に整備されているかの確認、運行経路を直接たどって確認するなど、特定自動運行の安全性を確認するために必要な時間に要する人件費を見込んでおり、妥当なものと考えている。
- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に掲げる標準手数料に基づいて、各都道府県が条例で定めることから、全国同額の手数料額となると思われる。
- 3 例えば、「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」が使用条件であるにもかかわらず、「天候に関わらず悪天候の場合でも運行させる」という特定自動運行計画となっている場合は「満たしていない」こととなる。
- 4 特定自動運行を行うに当たって、特定自動運行実施者等が実施しなければならない措置を、特定自動運行計画や疎明資料、現地調査から総合的に審査することとなる。例えば、遠隔監視装置の使用方法が分かる者がいない、従事者に適切な教育を行えるものがない、事故発生時に現場に向かうための合理的な移動手段が確保されていない等といった場合は「円滑かつ確実に実施できることが見込まれない」と判断する可能性がある。
- 5 例えば、運行地域における高齢者や障害者を含む地域住民の移動手段の確保が挙げられる。
- 6 特定自動運行実施者とは、特定自動運行を行おうとして公安委員会の許可を受けた者である。特定自動運行主任者とは、遠隔監視装置の作動状況の監視し、正常に作動していないことを認めた場合、特定自動運行を終了させる措置、事故があった場合、消防機関への通報や現場措置業務実施者を当該現場に向かわせる措置を行わせるものとして、特定自動運行実施者が指定する者である。
- 7 例えば、システムの不具合を漫然と放置していたことで自動運行装置が正常に機能しなかったことに起因する事故が想定される。
- 8 特定自動運行の許可に当たっては、インターネットの利用その他の方法により、経路、

運行する時間帯等について公示することにより、広く周知することとされる。さらに、自動運行の実施に当たっては、付近を通行する車両や歩行者が自動運行中であることを認識できるよう表示することで周知していく。

9 運行計画の審査過程で確認する。

交通規制課長

10 遠隔操作型小型車の使用者は、公安委員会に通行の届出を行うことと規定されており、その添付資料として安全に通行させることができる審査に合格したことを証する書面等を提出することとされている。この審査を行う機関については、審査を行うことを目的に設立された一般社団法人等とされており、衝突回避等の安全基準について審査を行い、審査結果に基づき審査合格書等が発行されることとなっている。県警察としては、届出を受理する際、これら審査合格書等により安全性が担保されているかという点について適切に確認をする。

監察官室長

11 本訴訟は、提起から約3年6か月が経過しており、裁判所からの和解提案を受け入れ、和解することにより、訴訟継続による相手方の精神的、経済的負担が軽減されるものと考えている。

12 裁判所から提示された額であり、その理由等については教示されていない。

【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

松井委員

- 1 第39号議案について、取得する防災ヘリコプターと現行の機体との相違点は何か。
- 2 防災ヘリコプターの仕様はどのように決めたのか。
- 3 防災ヘリコプター取得の入札には、何者参加したのか。
- 4 入札について最低制限価格の設定はあるのか。

消防課長

- 1 現行機である「あらかわ2」との主な相違点は、エンジン出力が約2倍程度に向上すること、横風への安定性や機体強度が増し安全性が高まることである。加えて、消火タンクの容量が増え消火効率が向上する等のメリットがある。
- 2 航空関係学識経験者や現場の消防職員、ヘリ運航に関して専門的知識を有する総務省消防庁職員などで構成する「埼玉県防災ヘリコプター仕様等検討委員会」を設置し、新機種に求められる性能や装備品等について検討した。委員会の検討結果を踏まえ、仕様を定めた。
- 3 入札書の提出を行った者は1者である。入札を行うに当たって、事前に入札参加資格の有無を確認する申請手続を踏んでおり、入札参加資格確認申請自体は2者からあったが、そのうち1者は入札参加資格を有することが確認できなかったため、資格無しとした。
- 4 法令上定めることが求められていないため、最低制限価格を設定していない。

千葉委員

- 1 第39号議案について、防災ヘリコプターの納入期限が令和6年9月30日とのこと

だが、それまでは「あらかわ2」を継続して使用するのか。

- 2 第44号議案における衛星系防災行政無線施設の再整備について、整備年度が令和6年度工事予定と令和7年度工事予定の市町村に分けられているが、その理由は何か。
- 3 市町村の負担額について同意は得られているのか。また、1市町村当たりの負担額はどの程度になるか。

消防課長

- 1 「あらかわ2」については、老朽化しているため、今年の6月末をもって運航を終了する予定である。新機種の運航開始は令和7年4月を予定している。令和6年6月末から令和7年4月までの間は2機体制になるが、2機のヘリコプターの検査期間を調整することで、可能な限り運航できる機体がない日が生じないように調整する。
- 2 前回の衛星系第2世代を整備した順番を踏まえて整備年度を設定している。
- 3 年度当初から市町村に説明を行い、様々な意見を頂いたが、最終的には全市町村から文書で同意を得られている。負担額は市町村庁舎の構造によって多少の違いはあるが、概算で1,100万円程度である。

千葉委員

- 1 再整備に係る市町村の負担率は2分の1ということだが、負担額は1,100万円の2分の1か、それとも1,100万円なのか。
- 2 再整備に係る工事費用について、市町村に有利な地方債があり、これを利用することで市町村の負担は一定程度軽減されるという説明があった。利用した場合、どの程度市町村に恩恵があるのか。

消防課長

- 1 2分の1で1,100万円である。
- 2 充当率100パーセントで交付税措置が70パーセントであるため、概算では700万円強が戻ってくることになる。

水村委員

- 1 第39号議案について、「あらかわ2」が20年経過したため更新を行うということだが、老朽化によりどのような不都合が生じているのか。
- 2 取得する防災ヘリコプターについて、既に保有している機種と同じになるが、リコール等により一斉に運航停止になるリスクがある。3機を同じ機種でそろえることは、リスクがあると思うがどうか。
- 3 防災ヘリコプターの運航について、引き続き3機体制を維持することだが、それぞれの稼働状況はどうか。なぜ3機体制を維持するのか。
- 4 第44号議案における衛星系防災行政無線について、第2世代と第3世代の違いは何か。
- 5 第54号議案の救助費について、「大規模災害市町村等繰越支弁費負担金」が減額されている。理由について「東日本大震災による県内への避難者に対する応急仮設住宅の供与数が減ったことによる減額」とあるが、具体的にどのようなことか。

消防課長

- 1 「あらかわ2」は、運航開始後21年以上経過しており、飛行時間も昨年末時点で5,200時間を超えている。一般的に機体更新の目安とされる「運航開始から20年・総飛行時間5,000時間」をいずれも上回っている。今使えないということではないが、今後使い続けるためには、重要部品として例えばギアボックスなどを交換しなければならず、正確な金額は分からないが億単位の費用がかかることが想定されている。また、機体の劣化により、致命的なものではないが、例えばドアレールにひびが入るなどの不具合が発生する確率が上昇し、結果、日常の修繕費が高くなることが想定される。
- 2 取得するヘリコプター「レオナルド式AW139型」は発売されてから10年以上経過しており、発売間もない機種よりもリコールの可能性は低いものとする。最悪の場合にそのような事態になっても、近隣県との相互応援の仕組みが確立されており、その協定の活用により対応する。同機種を運用する点についてメリットもあり、隊員の活動手法が統一できる、ライセンス・特殊工具など保有する資産を有効活用できるといったことが挙げられる。
- 3 頻繁ではないが年に数回2機同時に出動することがある。ヘリコプターは検査期間が長く2機しか稼働できない日が多い。3機体制ならば2機同時に出動要請があった場合でも対応が可能となる。また、日頃の訓練が重要であり、1機が災害出場していても、もう1機で実機訓練ができるため訓練効率が上昇するメリットもある。このようなことを勘案して3機体制が必要であるとする。
- 4 第2世代では、雨等で通信障害が発生することがあったが、第3世代は雨の日でも以前より安定した通信が可能である。送信できる映像も、画質についてアナログ相当だったものがフルハイビジョン相当になり、より鮮明となる。また、持ち運びができる可搬局があるが、第2世代に比べて小型化され持ち運びがしやすくなる。

災害対策課長

- 5 救助費については、2種類あり、埼玉県が福島県からの避難者を直接支援する「大規模災害被災者受入事業費」と、埼玉県内の市町村が避難者を支援する「大規模災害市町村等繰替支弁費負担金」がある。「大規模災害被災者受入事業費」は、当初予算作成時では住宅の供与戸数を49戸で積算していたが、その後、避難者の退去に伴い43戸に減少したため、その賃料の分を減額している。このほか、住宅の供与期間が令和5年3月までから令和6年3月までに延長されたことに伴い、避難者の移転支援に係る委託料が不要となり、合わせて約790万円の減額補正を行っている。「大規模災害市町村等繰替支弁費負担金」は、年度当初に狭山市が1戸の住宅を供与していたが、令和4年9月に退去したため、不要となった金額を減額するものである。

松坂委員

- 1 第39号議案に関して、防災ヘリコプター「あらかわ2」、「あらかわ3」、「あらかわ4」の日常における主な業務内容は何か。
- 2 「あらかわ2」は廃棄することなく、民間航空会社などに再利用に回すと考えるが、県が想定する処分方法と処分価格はどうか。

消防課長

- 1 令和3年度は訓練を除き、3機合計75件の出動をしている。一番多い業務は山岳救

助である。山岳地などで救急車が入れない場所などで動けなくなった方をホイストで救助する活動が多い。

- 2 「あらかわ2」は一般競争入札による売却を行う予定であるが、価格等については改めて鑑定をとった上でとなる。用途としては民間の事業用ヘリとしての使用が想定される。

松坂委員

売却に係る入札等はいつ実施するのか。

消防課長

「あらかわ2」は令和5年6月に運航を終了する予定である。その後、令和5年度中に鑑定評価や入札等の実施を予定している。

前原委員

- 1 第39号議案について、防災ヘリコプターの装備状況は他県と比べて十分と言えるのか。
- 2 落札価格に含まれる消費税額は幾らか。また、取得する防災ヘリコプターの装備品のうち、消費税額分の金額で購入できるものは何か。
- 3 防災ヘリコプターの取得について、入札参加資格申請があった2者のうち1者は入札参加資格を確認できなかったとのことだが、その内容は何か。
- 4 第44号議案の衛星系防災行政無線施設の再整備について、市町村にとって有利な地方債を利用することで費用負担の軽減が可能との説明があった。そうであるならば、最初から負担を求めなければよいのではないかと思うが、どうか。

消防課長

- 1 装備品については、有識者等で構成する「埼玉県防災ヘリコプター仕様等検討委員会」での検討結果を踏まえて決めたものである。消火タンクや救助用ホイスト装置など本県の防災ヘリコプターが活動するのに必要なものは全て含まれている。
- 2 消費税額は2億5,730万円である。消費税額分で購入できる装備品については、落札価格を求めるに当たって、装備品の内訳までは求めていないので不明である。
- 3 提出された書類を審査した結果、納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを確認できなかった。
- 4 今までも同様に負担金を求めている。防災行政無線は県と市町村が双方向で情報を発信・収集するものであり、市町村との受益は対等であると考えため、負担をお願いしている。

【付託議案に対する討論】

なし